

▽ 法定加算(短期入所)

加算の項目		加算の額(円)
個別リハビリテーション実施加算		240
認知症ケア加算		76
認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日を上限)※		200
緊急短期入所受入対応加算(7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度))		90
若年性認知症利用者受入加算(※との併用不可)		120
(特定介護老人保健施設短期入所療養介護の場合)		60
重度療養管理加算		120
重度療養管理加算(特定介護老人保健施設短期入所療養介護の場合)		60
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)		51
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)		51
送迎加算(片道あたり)		184
総合医学管理加算(利用中7日を限度)⇒(利用中10日を限度)		275
口腔連携強化加算(1回につき50単位(1月に1回を限度))		50
療養食加算(1回につき)		8
認知症専門ケア加算(Ⅰ)		3
認知症専門ケア加算(Ⅱ)		4
緊急時施設療養費	緊急時治療管理	518
	特定治療	-
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)		100
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		10
サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×39/1000
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位×29/1000
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位×16/1000
介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×21/1000
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位×17/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位×8/1000
介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×75/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位×71/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位×54/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位×44/1000

介護職員等処遇改善加算 令和7年3月31日まで	介護職員等処遇改善加算(V)(1)	所定単位×67/1000
	介護職員等処遇改善加算(V)(2)	所定単位×65/1000
	介護職員等処遇改善加算(V)(3)	所定単位×63/1000
	介護職員等処遇改善加算(V)(4)	所定単位×61/1000
	介護職員等処遇改善加算(V)(5)	所定単位×57/1000
	介護職員等処遇改善加算(V)(6)	所定単位×53/1000
	介護職員等処遇改善加算(V)(7)	所定単位×52/1000
	介護職員等処遇改善加算(V)(8)	所定単位×46/1000
	介護職員等処遇改善加算(V)(9)	所定単位×48/1000
	介護職員等処遇改善加算(V)(10)	所定単位×44/1000
	介護職員等処遇改善加算(V)(11)	所定単位×36/1000
	介護職員等処遇改善加算(V)(12)	所定単位×40/1000
	介護職員等処遇改善加算(V)(13)	所定単位×31/1000
	介護職員等処遇改善加算(V)(14)	所定単位×23/1000
※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。		
※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用		
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。		
※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。		